

この中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、前中間会計期間(平成11年4月1日から平成11年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成12年4月1日から平成12年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいております。また、これら中間財務諸表について、証券取引法第193条の2の規定に基づく中間監査報告書は受領しておりません。

(2) 中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位:千円)

科 目	期 別		前中間会計期間末 (平成11年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成12年9月30日現在)	
			金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)				%		%
流動資産						
1. 現金及び預金		867,066			2,331,224	
2. 受取手形		278,853			316,320	
3. 売掛金		1,202,826			1,804,849	
4. たな卸資産		342,775			321,880	
5. 繰延税金資産		-			67,228	
6. その他の		70,657			58,538	
貸倒引当金		5,259			5,581	
流動資産合計		2,756,920	31.3		4,894,461	41.5
固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		392,553			387,496	
(2) 土地		2,153,114			2,153,114	
(3) その他の		33,245			84,547	
有形固定資産合計		2,578,914	29.3		2,625,158	22.3
2. 無形固定資産		1,098	0.0		16,788	0.1
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券		2,822,215			3,468,671	
(2) 長期貸付金		100,698			144,041	
(3) 繰延税金資産		-			169,240	
(4) その他の		534,790			479,141	
貸倒引当金		402			374	
投資その他の資産合計		3,457,302	39.4		4,260,721	36.1
固定資産合計		6,037,315	68.7		6,902,668	58.5
資産合計		8,794,235	100.0		11,797,130	100.0

(単位：千円)

科 目	期 別		前中間会計期間末 (平成11年 9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成12年 9月30日現在)		
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
(負 債 の 部)				%		%
流 動 負 債						
1. 支 払 手 形		243,370			273,973	
2. 買 掛 金		892,560			1,211,382	
3. 短 期 借 入 金		60,000			20,000	
4. 未 払 金		130,204			148,641	
5. 未 払 法 人 税 等		139,353			540,458	
6. 前 受 金		248,731			267,017	
7. 預 り 金		55,129			82,683	
8. 賞 与 引 当 金		122,122			119,866	
流 動 負 債 合 計		1,891,471	21.5	2,664,023	22.6	
固 定 負 債						
1. 退 職 給 与 引 当 金		927,001			-	
2. 退 職 給 付 引 当 金		-			764,185	
固 定 負 債 合 計		927,001	10.5	764,185	6.5	
負 債 合 計		2,818,473	32.0	3,428,208	29.1	
(資 本 の 部)						
資 本 金		960,000	10.9	1,167,575	9.9	
資 本 準 備 金		860,000	9.8	1,067,575	9.0	
利 益 準 備 金		72,500	0.9	82,500	0.7	
そ の 他 の 剰 余 金						
1. 任 意 積 立 金		1,690,000		2,020,000		
2. 中 間 未 処 分 利 益		2,393,262		3,747,802		
そ の 他 の 剰 余 金 合 計		4,083,262	46.4	5,767,802	48.9	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		-		283,469	2.4	
資 本 合 計		5,975,762	68.0	8,368,921	70.9	
負 債 ・ 資 本 合 計		8,794,235	100.0	11,797,130	100.0	

中間損益計算書

(単位:千円)

期 別 科 目	前中間会計期間 (自 平成11年 4月 1日) (至 平成11年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成12年 4月 1日) (至 平成12年 9月30日)	
	金 額	百分比 %	金 額	百分比 %
売 上 高	4,662,914	100.0	7,407,985	100.0
売 上 原 価	3,535,363	75.8	4,853,193	65.5
売 上 総 利 益	1,127,551	24.2	2,554,791	34.5
販売費及び一般管理費	738,735	15.8	858,805	11.6
営 業 利 益	388,815	8.4	1,695,985	22.9
営 業 外 収 益	47,304	0.1	27,777	0.3
営 業 外 費 用	39,108	0.1	134	0.0
経 常 利 益	397,012	8.4	1,723,628	23.2
特 別 損 失	-	-	10,000	0.1
税 引 前 中 間 純 利 益	397,012	8.4	1,713,628	23.1
法人税、住民税及び事業税	197,000	4.2	725,000	9.8
中 間 純 利 益	200,012	4.2	988,628	13.3
前 期 繼 越 利 益	2,193,250		2,759,173	
中 間 未 処 分 利 益	2,393,262		3,747,802	

中間財務諸表作成の基本となる事項

期 別 項 目	前中間会計期間 (自 平成11年 4月 1日) (至 平成11年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成12年 4月 1日) (至 平成12年 9月30日)
1. 正規の決算において採用している会計処理の原則及び手続と異なる会計処理の基準	<p>(1) 減価償却費の計上基準 減価償却費は、当中間会計期末における固定資産の年間減価償却見積額を期間により按分して計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金繰入額の計上基準 賞与引当金繰入額は、当事業年度末に在籍予定の従業員に係る年間繰入見積額の1/2を計上しております。</p> <p>(3) 退職給与引当金繰入額の計上基準 退職給与引当金繰入額は、当事業年度末に在籍予定の従業員に係る年間繰入見積額の1/2を計上しております。</p>	
2. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) たな卸資産 製作品・仕掛品 ……個別法による原価法 商品・貯蔵物品 ……先入先出法による原価法</p> <p>(2) 有価証券 移動平均法による原価法</p>	<p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>

項 目 期 別	前中間会計期間 (自 平成11年 4月 1日) (至 平成11年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成12年 4月 1日) (至 平成12年 9月30日)
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 法人税法の規定に基づく定率法を採用しております。 ただし、平成10年度の税制改正にともない平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、法人税法に定める定額法を採用しております。 なお、建物については、平成10年度の税制改正により耐用年数の短縮が行われておりますが、平成10年3月31日以前に取得した建物については改正前の耐用年数を継続して適用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 引当金の計上基準		<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異はありません。</p>
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準		外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

期 別 項 目	前中間会計期間 (自 平成11年 4月 1日) (至 平成11年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成12年 4月 1日) (至 平成12年 9月30日)
6 . リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7 . その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用し、控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間期の費用として処理しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

追 加 情 報

前中間会計期間 (自 平成11年 4月 1日 至 平成11年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成12年 4月 1日 至 平成12年 9月30日)
	<p>(退職給付会計) 当中間会計期間から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年 6月16日))を適用しております。 但し、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号 平成11年 9月14日)に従い、簡便法を適用し、期末自己都合要支給額を計上しているため、損益に与える影響はありません。</p> <p>(金融商品会計) 当中間会計期間から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年 1月22日))を適用し、有価証券の評価の方法及び貸倒引当金の計上方法について変更しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。</p> <p>(外貨建取引等会計基準) 当中間会計期間から改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年10月22日))を適用しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。</p>